

大阪広域水道企業団ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪広域水道企業団広告取扱規程（以下「規程」という。）に基づき、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ホームページ 企業団が管理するウェブサイトのトップページをいう。

(2) バナー広告 ホームページ内に表示する広告画像（バナー）で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するウェブページ（以下「リンク先ウェブページ」という。）にリンクするものをいう。

(掲載可能な広告等の要件)

第3条 ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、デザイン及びリンク先ウェブページの内容の要件は、規程、大阪広域水道企業団広告掲載基準及び大阪広域水道企業団ホームページバナー広告表現ガイドラインによるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、広告掲載の応募数は、企業長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則1年又は半年とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、企業長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 ホームページへの広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、ウェブページ等の広報媒体により公募する。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により企業長に申し込むものとする。

2 企業長は前項の申込みを受けたときは、必要に応じて、広告掲載希望者に対し、広告掲載希望者に関する資料の提出を求めることができる。

3 申込みに添付する広告原稿案は、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(申込資格)

第8条 広告掲載の申込みは、個人事業主、法人、地域産業団体、商店街、市場又は専門店等の連合体とする。なお、広告主を直接募集するため、広告代理店は申込みできないものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 企業長は、第7条の申込みが第3条の要件を満たすか審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 企業長は、前項の決定をしたときは、ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知する。

(広告料)

第10条 広告料については、企業長が別に定める。

2 広告主は、広告料を指定期日までに、企業団が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

(広告原稿の作成及び提出等)

第 11 条 広告主は、企業長が別に定める指定期日及び指定場所に、広告原稿（電子媒体）を提出するものとする。

2 広告原稿（電子媒体）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 企業長は、第 1 項の規定により提出された広告原稿（電子媒体）の内容が第 3 条の要件に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して内容等の修正を求めることとし、広告主は、修正に応じなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 企業長は、次のいずれかに該当することとなった場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 指定期日までに広告原稿（電子媒体）の提出がないとき。

(3) 前条第 3 項の規定による広告の内容等の修正を広告主が行わないとき。

(4) 広告掲載の決定後において、広告主、広告の内容又はリンク先ウェブページの内容等が第 3 条の要件に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、企業長が求める修正を広告主が行わないとき、又はその修正によっても解消できないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、広告主の責めに帰すべき事由によりホームページへの広告掲載が適切でないと企業長が判断したとき。

2 企業長は、広告掲載の取消しを決定したときは、ホームページ広告掲載決定取消通知書（様式第 3 号）により広告主に通知する。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告料は返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。この場合、広告主はホームページ広告掲載取下届出書（様式第 4 号）により企業長に届け出なければならない。

2 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告料は返還しない。

(広告料の返還)

第 14 条 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかった場合は、納付済みの広告料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告料は、広告を掲載できなかった日数による日割りとする（円未満切捨て）。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、広告料の返還は行わない。

3 第 1 項の規定により還付する広告料には、利子を付さない。

(広告の内容等の変更)

第 15 条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザイン及びリンク先ウェブページアドレスを変更しようとする場合は、変更しようとする日の 30 日前までに、ホームページ広告掲載内容等の変更申請書（様式第 5 号）を企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、前項の申請が第 3 条の要件を満たすか審査し、その結果についてホームページ広告掲載内容等の変更可否決定通知書（様式第 6 号）により広告主に通知する。

3 広告の内容等の変更に伴う経費は、広告主が負担する。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、企業長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告の内容等に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、広告主、広告の内容又はリンク先ウェブページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触するものであるときは、速やかに企業長へ報告しなければならない。

5 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第 17 条 広告主は、第 12 条の規定に基づき広告掲載が取り消された場合は、企業団に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

大阪広域水道企業団企業長 様

連絡先 氏 名
TEL
Email

記

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 掲載期間 | _____年 _____月から _____年 _____月まで |
| 2 | 広告掲載希望枠数 | (1) 上部 _____ 枠 [_____ 円/年 (税込)] [_____ 円/半年 (税込)]
(2) 下部 _____ 枠 [_____ 円/年 (税込)] [_____ 円/半年 (税込)] |
| 3 | 広告料 | 金 _____ 円 (税込) |
| 4 | リンク先URL | _____ |
| 5 | 広告原稿案 | 別添のとおり
(紙媒体又は電子媒体のカラー版) |
| 6 | 順守事項 | 大阪広域水道企業団広告取扱規程、大阪広域水道企業団広告掲載基準、大阪広域水道企業団ホームページ広告掲載要領、大阪広域水道企業団ホームページバナー広告表現ガイドライン等、関連規程について同意し、これを順守します。 |
| 7 | 業務概要 | 別添のとおり
(会社案内パンフなど事業内容が分かるもの) |

- | | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|---|
| 1 | 決定区分 | 掲載（不掲載）
（不掲載の理由： | ） |
| 2 | 掲載期間 | 年 月から 年 月まで | |
| 3 | 広告原稿 | 提出原稿案のとおり | |
| 4 | リンク先URL | 申込書のとおり | |
| 5 | 広告料 | <u>円（税込 10%）</u>
<u>（内 消費税 円）</u> | |
| 6 | インボイス登録番号 | 別紙のとおり | |

第 号
年 月 日

ホームページ広告掲載決定取消通知書

様

大阪広域水道企業団企業長

年 月 日付けで決定しました大阪広域水道企業団のホームページへの広告掲載については、下記のとおり決定を取り消しましたので通知します。

記

1 広告掲載の中止日
年 月 日

2 取消しの理由

3 取り消したバナー広告

4 広告料の返還の有無
ありません（ 円（税込10%）（内 消費税 円）を返還します）。
（＜算定根拠＞）

5 インボイス登録番号
別紙のとおり

年 月 日

ホームページ広告掲載取下届出書

大阪広域水道企業団企業長 様

申込者 住 所
名 称
代表者職・氏名

連絡先 氏 名
T E L
Email

年 月 日付けで大阪広域水道企業団のホームページへの掲載決定を受けましたバナー広告につきましては、下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1 広告掲載を取り下げる日
年 月 日

2 広告掲載を取り下げる理由

3 取り下げるバナー広告

別添のとおり

（複数掲載している場合は、特定できるようにしてください。）

年 月 日

ホームページ広告掲載内容等の変更申請書

大阪広域水道企業団企業長 様

申込者 住 所
名 称
代表者職・氏名

連絡先 氏 名
T E L
Email

年 月 日付けで大阪広域水道企業団のホームページへの掲載決定を受けましたバナー広告につきましては、下記のとおり掲載内容等を変更したいので申請します。

記

1 掲載内容等の変更を希望する日

年 月 日

2 変更内容

（1）変更するバナー広告

別添のとおり

（複数掲載している場合は、特定できるようにしてください。）

（2）リンク先の変更

☐有り 変更後のURL：

☐無し

（3）デザインの変更

☐有り （広告原稿は別添のとおり）

☐無し

3 順守事項

大阪広域水道企業団広告取扱規程、大阪広域水道企業団広告掲載基準、大阪広域水道企業団ホームページ広告掲載要領、大阪広域水道企業団ホームページバナー広告表現ガイドライン等、関連規程について同意し、これを順守します。

第 号
年 月 日

ホームページ広告掲載内容等の変更可否決定通知書

様

大阪広域水道企業団
企業長

年 月 日付けで申込みのあった大阪広域水道企業団のホームページへの広告掲載内容等の変更については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載内容等の変更を認めます（認められません）。
（変更を認められない理由： ）
- 2 掲載内容等を変更する日
年 月 日
- 3 変更内容 別添のとおり